

議会	質問者	質問項目	質問要旨	答弁要旨
代表 (9/26)	角谷 議員 (維新)	インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例改正について	プロバイダへの削除要請や行為者への説示・助言については、その対象が同和問題やヘイトスピーチなどの差別的言動と認められるものとなっており、誹謗中傷は対象となっていない。ネット上には、今なお誹謗中傷が溢れ、心を痛めている方が多くおられ、我が会派としても、不当な差別的言動だけでなく、誹謗中傷の被害についても実効性のある対策を行う必要があると考えている。 <u>ネット上での誹謗中傷について、どのように対応しようとしているのか。</u>	誹謗中傷に対する削除要請等については、有識者会議から違法性の判断に課題があるとのご意見を頂いたことから、改正条例では対象とせず、府民が被害を受けた場合には、新たに設置する専門の相談窓口において、積極的な支援を行っていくこととしている。具体的には、被害者が削除要請を行う場合に必要となる手続きの助言に加え、誹謗中傷の発信者情報の開示請求や損害賠償請求に関する無料の弁護士相談、さらに精神保健福祉士等による心理的ケアなど、被害者にしっかりと寄り添いながら、継続的な支援を行っている。今後、相談事例の分析を行い、大阪府人権施策推進審議会の意見もお伺いしながら、引き続き効果的な対策について、さらなる検討を行うとともに、国に対しても効果的な対策を講じられるよう求めてまいります。(答弁者：府民文化部長)
一般 (10/3)	広野 議員 (維新)	インターネット上の誹謗中傷への対策について	このインターネット上の誹謗中傷等の対策としては、条例の理念にもあるとおり「新たな加害行為者を生み出さないことが、新たな被害者を生み出さない」という考えが重要であり、そのためには、直接、加害行為者に働きかける対策が必要であると考えている。例えば、SNS上に誹謗中傷を投稿した際に、その場で注意喚起が表示される「ターゲティング広告」などは、直接、効果的に加害行為者に働きかけできるのではないかと考えられ、これまでから強く取組を求めてきたところ。また、加害行為者が誹謗中傷等を止めたいと思った時などに、府として、しっかりと相談にのることができるよう、本条例に、加害行為者への相談支援体制の整備も明記したところである。 <u>そこで、加害行為者に対する具体的な取組について伺う。</u>	インターネット上の誹謗中傷等を防止するためには、府民へのインターネット・リテラシーの向上や人権意識の高揚を図るための教育・啓発の推進はもとより、加害行為者への働きかけも重要であると認識。そのため、本年9月からターゲティング広告を本格的に実施し、SNSや検索エンジンにおいて、侮辱的または差別的な表現に該当する投稿や検索を行った者に、直接、注意喚起のメッセージを表示するなどの啓発を行っているところ。さらに、そのメッセージから府のホームページに誘導し、啓発動画や相談窓口を案内するとともに、こうした情報の発信を行えば、刑事罰や損害賠償請求、社会的制裁を受ける可能性があることを周知するなど、人権侵害情報の発信の抑制に努めているところ。また、新たに設置する専門の相談窓口では、加害行為者に対しても、人権侵害情報の発信抑制やその削除につながるよう、適切な助言を行うとともに、精神保健福祉士等による無料相談などを実施することとしている。(答弁者：府民文化部長)

議会	質問者	質問項目	質問要旨	答弁要旨
府民文化 常任委員会 (10/10)	内海 委員 (公明)	インターネット上の誹謗 中傷や差別等の人権侵害 のない社会づくり条例の 改正について	事業者の責務を規定することは、インターネット上の誹謗中傷等の防止に向け、必要なことだとは思ふ。ただ、府が条例に規定するということは、府の考え方を対外的に示すということであり、改正に至った背景、理由を丁寧に説明する必要があると思う。事業者の責務の規定は、強制力のない努力義務であり、規定を追加した府の考え方がしっかり伝わらなかつたら単なる理念になってしまい、実効性が薄れてしまう。府の考え方は、インターネット上の誹謗中傷への対応を検討している府内市町村にも参考になるだろう。 そこで、なぜ事業者の責務を規定する必要があるのか、改めて、今回の条例改正で、事業者の責務の規定を追加した背景と趣旨について伺う。	現行条例の附則の規定に基づき設置した「大阪府インターネット上の人権侵害の解消に関する有識者会議」からは、ネット上に人権侵害情報の発信を行う者の年代や立場等は様々であり、学校等でリテラシー教育を受けていない世代など、幅広い世代に教育・啓発を推進することが適当であり、その際には民間企業、経済団体等関係機関との一層の連携・協力を図る必要があるとの意見があった。府民のインターネットリテラシーの向上をはかるため、事業者にインターネット上の誹謗中傷等による人権侵害の防止の必要性の理解を促すとともに、事業者の社会的責任も踏まえ、主体的に従業員等のネットリテラシーの向上に取り組んでいただけるよう、今回の改正条例案に「事業者の責務」の規定を追加するもの。 この規定は努力義務であるが、改正条例案が可決されたのちには、事業者の自発的な対応が実現するよう、府が直接、事業者に出向き、条例の内容・趣旨を丁寧に説明するなど、積極的に働きかけてまいる。(答弁者：人権企画課長)
府民文化 常任委員会 (10/10)	前田 委員① (維新)	インターネット上の誹謗 中傷や差別等の人権侵害 のない社会づくり条例の 改正趣旨について	我が会派が中心となって本条例を制定した趣旨としては、ネット上の悪質な誹謗中傷を何とかなくしたいというものがあつた。今回の改正案では、削除要請の対象が不当な差別的言動となっている。我々の思いとしては、まだ十分なものはなっていないというふうな点も踏まえて、 <u>条例改正の背景と趣旨について伺う。</u>	本条例の改正案は、有識者会議の意見を踏まえ、不当な差別的言動に対する削除要請等の拡充等の施策を実施するに当たって、その根拠を明確にするため、必要な規定を追加するもの。また、学校等でインターネットリテラシー教育を十分に受けていない世代の理解を進めるため、府の施策に対する事業者の協力を求める規定を追加する。さらに、府の施策の検証等について、外部有識者から意見を聴くため、大阪府人権施策推進審議会に諮問する規定を追加するもの。なお、委員ご指摘の特定個人への誹謗中傷につきましては、違法性の判断に課題があることから、削除要請等の対象とはしていないが、府民が被害を受けた場合には、新たに設置する専門の相談窓口において、丁寧に寄り添った支援を行っていくこととしている。(答弁者：人権企画課長)
府民文化 常任委員会 (10/10)	前田 委員② (維新)	新たに設置する専門の相 談窓口について	ネット上の誹謗中傷により、府民が被害を受けた場合には、新たに設置する専門の相談窓口において、丁寧に寄り添った支援を行っていく、ということだが、 <u>新たな専門相談窓口において、誹謗中傷等の被害を受けた府民を、どうサポートしていくのか、加えて、本窓口の存在を幅広い多くの府民に知っていただくことが重要と考えているが、所見を伺う。</u>	現在、府内には、インターネット上の誹謗中傷などによるトラブルや悩みを広く受け付け、情報の匿名性や拡散性、消去や修正の困難性といったインターネットの特性を踏まえて対応できる専門の相談窓口は存在しておらず、府民にとって、相談先や対処方法が分からないなどの状況にある。このため、新たに専門相談窓口を設置し、必要な助言、情報提供等を行うほか、専門家への無料相談など、相談者に安心感を与え、しっかりと寄り添い、継続した支援を行ってまいる。具体的には、誹謗中傷等の被害を受けた府民に対し、削除要請手続きの助言に加え、発信者情報の開示請求や損害賠償請求に関する無料の弁護士相談、さらに精神保健福祉士等による心理的ケアなどを行う。また、より多くの府民に本窓口を利用いただくためには、本窓口の広報が重要となると考え、行政機関や民間施設等にチラシやポスターを配布するほか、府のホームページやSNSでの情報発信、さらに検索サイトへのバナー広告の掲出などにより、府民への周知を図ってまいる。(答弁者：人権擁護課長)

議会	質問者	質問項目	質問要旨	答弁要旨
府民文化 常任委員会 (10/10)	前田 委員③ (維新)	企業等と連携した教育・ 啓発の推進について	誹謗中傷等のない社会づくりに向けては、府民のインターネットリテラシーの向上を図る取組みも欠かせないと考える。 <u>インターネットリテラシーの向上に向け、例えば企業や学校等とも連携しながら、教育・啓発活動に取り組んでいくことが重要と考えるが、所見を伺う。</u>	インターネット上の誹謗中傷等への対応については、府民が受けた被害の回復を支援するとともに、府民一人ひとりのインターネットリテラシーの向上や人権意識の高揚を図るための教育・啓発を推進することが重要と認識。そのため、これまで学校等でインターネットリテラシー教育を十分に受けていない世代についても、教育・啓発を拡充していくこととしており、現在、幅広い世代を対象とした研修用教材を作成しているところ。今後、本教材を活用し、年代や立場等が様々である府民に対して啓発できるよう、経済団体や教育機関等に連携・協力いただき、取組みを進めるほか、府職員も各団体主催会議等に出向き、デモンストレーションを行うなど本教材の有用性を企業等に理解していただくよう、努めてまいります。（答弁者：人権擁護課長）
府民文化 常任委員会 (10/12)	横倉 委員 (維新)	インターネット上に残る 誹謗中傷などの人権侵害 情報への対応について	インターネットやスマートフォンの普及により、個人が発信する SNSなどで、差別的な発信や多くの誹謗中傷を見聞きするようになった。その結果、犯罪に限らず様々な情報がインターネット上に半永久的に残るようになってきている。いつまでも残っているインターネット上の誹謗中傷や犯罪歴などは、更生しようといくら頑張っても更生への道を閉ざしてしまっているのではないかなと思う。現代のインターネット社会では、かつて罪を犯してしまった加害者が被害者になってしまっているのではないか。例えば欧州連合、EUでは「忘れられる権利」が、法的な権利として認められているとも聞いている。 <u>本来は、国の責任において取り組むべきことと思うが、インターネット上の人権侵害情報がいつまでも残り続ける現状への対応策について、所見を伺う。</u>	インターネット上の人権侵害情報への対応については、表現の自由との関係や、情報の拡散性というインターネットの特性、また、情報の削除がプロバイダ等の自主的な判断や司法判断に委ねられていることを踏まえると、基本的には、国において全国統一的に実施されるべきものと認識。そのため、一昨年、知事が法務大臣、総務大臣に直接お会いし、プロバイダ等が法務省からの削除要請に応じた場合に、賠償責任が免責される旨のプロバイダ責任制限法の改正等の提案を行い、その後も継続して国に要望を行っている。国においても様々な対策が講じられているが、その効果は必ずしも十分と言えない状況。府としては、11月からインターネット上の誹謗中傷等に関する新たな専門相談窓口を開設し、委員お示しのような事案も含め幅広く相談を受け付け、侵害情報の削除要請手続の助言をはじめ、相談内容に応じた適切な関係機関との連携協力などを通して、府民を支援することとしている。今後とも、国との役割分担のもと、府の責務をしっかりと果たしながら、あらゆる機会をとらえて法制度の改正等を国に働き掛け、インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害のない、豊かな社会の実現に向けて取組みを進めてまいります。（答弁者：人権擁護課長）